

報告1 酒々井町行財政改革大綱（第2次集中改革プラン）について

行財政改革



持続可能な町

第2次集中改革プランの策定へ



第1次プランを継承してさらに効率化を図ります

第1次集中改革プランについては、平成17年度から平成21年度までの5カ年を計画期間として策定され、これに基づき、定員管理の適正化や経費の節減合理化等に積極的に取り組んだことにより、一定の成果を上げたところです。

一方で、国においては、地域の住民一人ひとりがその行動と選択に責任を負う「地域主権」の確立を目指した取組として「地域主権改革」が政府一体として進められており、平成23年5月2日及び8月30日には「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次・第2次一括法）が公布され、これにより、各地方公共団体においても、自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開していくことが期待されています。

このような状況を踏まえ、当町においても、新たな視点に立った行政改革への取組が必要となってきており、第1次集中改革プランの結果を継承しながら、更に行財政の効率化・スリム化を図り、持続可能で自立したまちを実現するため、第2次集中改革プランを策定し、行財政改革を推進しようとするものです。



10個の推進項目と具体的指標により策定します

第2次集中改革プランについては、①事務事業の見直し ②定員管理の適正化 ③組織機構の見直し ④職員の能力向上・育成 ⑤町民参加・協働の推進 ⑥経費の節減合理化等財政の健全化 ⑦給与等の適正化 ⑧行政情報化の推進 ⑨地方公営企業等の経営健全化 ⑩行政評価制度の推進の10個の推進項目を掲げ、さらに、これらを達成するための具体的な指標を定め、今後プランの策定を進めていくことについて、先般開催した、学識経験者や町民からなる「酒々井町行政改革推進委員会」に報告し承認されたところです。

町としましては、引き続き行財政改革の推進に努めて参りますので、皆様のご理解・ご協力をお願いします。



*第1次集中改革プランの成果等については昨年12月議会において報告し、回覧しました。
なお、町ホームページでもご覧いただけます。

報告2 役場庁舎及び東庁舎の耐震診断結果について

昭和47年建設 災害対策の拠点 役場本庁舎など耐震化へ



平成24年度 耐震補強設計
平成25年度 耐震化工事

耐震診断の結果、1・2階が基準値以下

役場庁舎は昭和47年5月に建築された地上3階、塔屋2階の鉄筋コンクリート造、建築面積721㎡、延床面積1,952㎡の本庁舎と鉄筋コンクリート造、地上1階建て、建築面積330㎡の付属棟との2棟構造で建築された施設です。耐震改修促進法に基づき定められた構造耐震指標での、耐震性の判断基準となる数値についてはIS値が0.6以上となっているところではありますが、役場庁舎につきましては、被災地の応急対策、復旧、復興、避難者の受け入れ等の重要な地震防災機能を果たす災害対策本部の拠点となる施設であることから消防施設等と同様にIS値0.75以上を判定指標値としました。

耐震診断の結果については、役場付属棟(平屋部分)についてはX方向(桁行方向:長い方)とY方向(張間方向:短い方)ともにIS値0.75を上回っており、耐震性能の基準を満たしているとの調査結果が出ましたが、役場本庁舎の1階部分については、X方向IS値が0.52、Y方向IS値が0.63とIS値がともに下回っている状況です。また、2階部分につきましては、X方向のみIS値0.75を下回った0.62であり、役場本庁舎1階及び2階部分については耐震性能の基準を満たしていないとの調査結果でありました。なお、役場本庁舎3階部分については、X方向Y方向ともIS値0.75を上回っており、耐震性能の基準を満たしているとの調査結果が出たところです。屋上の塔屋部分については出入口部分1階のX方向のIS値0.61、2階のX方向のIS値が0.58となっており、X方向のみ耐震性能の基準を満たしていないとの調査結果でした。

役場本庁舎は、判定指標値であるIS値0.75を下回る箇所があることから、この耐震診断の結果を踏まえたうえで、平成24年度に耐震補強設計、平成25年度には耐震工事と計画的に実施してまいりたいと考えています。

東庁舎は建て替えが必要

また、平成2年に建設された軽量鉄骨(プレハブ構造)建築面積540.78㎡の東庁舎については、X方向のIS値0.33、Y方向の左側ゾーンのIS値0.20、右側ゾーンのIS値が0.22と共に目標値を大きく下回っており、大地震時に倒壊、又は崩壊する可能性が高く耐震性能にも問題があり、建て替えが必要であるとの所見でありますので十分に精査し、今後の対応について検討します。



報告3 豊かな地域福祉づくりに向けて（酒々井町地域福祉基金の充実）

～将来に備えて～

地域福祉基金

福祉のための貯金を積み立てます



人口の減少とともに少子高齢化といった問題を抱える中で、酒々井町においても今後、財源が縮小していく一方で、社会保障や介護、福祉サービスなどの公的サービスの需要が増大していくことが想定されます。また、少子高齢化を中心とする諸問題のみならず、不透明な時代にあって、誰もが安心して暮らせる地域社会を築いていくことが求められています。

先進福祉千葉県一まちづくりビジョンの創造へ

このため「第5次総合計画」を上位計画として、子どもから高齢者まで誰もがいきいきと輝くまちづくりを計画的に進めていくため、「第5期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「第3期障害福祉計画」等の策定に取り組んでいます。同時に「先進福祉ビジョン懇談会」による提言によるものですが、様々な福祉の担い手や福祉分野以外の農業・商業等の各分野の方々が福祉を超えた視点で融合し、協働して酒々井町の地域福祉の将来像を描いた、「先進福祉千葉県一まちづくりビジョン」の創造に努めているところです。

在宅福祉、保健活動振興のため 地域福祉基金を積み立てます

そこで、在宅福祉の推進等、地域における保健福祉活動の一層の推進を図るため、このたび予算の許す範囲内で可能な額を「酒々井町地域福祉基金」に積み立て、基金財源を充実させることとしました。低金利時代であることから短期的には運用益は見込めませんが、将来の地域福祉財源として現時点で可能な限り積み立てを行うことで、豊かな地域福祉づくりにつながっていくものと考えています。



報告4 第5期酒々井町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について

町の高齢者施策の基本

3年計画



高齢者保険福祉
介護保険事業 計画を策定しました



酒々井町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、高齢者施策と介護保険事業について、それぞれ整合性を図りながら円滑に運営するために策定するもので、第5期となるこの計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間としています。

この計画の策定にあたっては、有識者による高齢者保健福祉計画推進委員会の開催によりご審議いただいたほか、高齢者アンケートの実施、さらには住民意見の募集等を行ってまいりました。

特養入所待機者解消、介護予防など施策を充実

計画の主な内容につきましては、

- 1つ目に、施設入所待機者の解消に向けた特別養護老人ホーム「エコトピア酒々井」の増築。
- 2つ目に、本格的な高齢化社会を迎えるにあたり、高齢者の方々が介護にならないための介護予防に関する諸施策の推進。
- 3つ目に、独居高齢者等に対する見守りや災害時要援護者名簿登録制度の実施による地域の安全・安心態勢の強化。
- 4つ目に、要介護者のご家族に対するケアの推進。など、

これらを計画に位置付け、高齢者施策をより一層充実させてまいりたいと考えています。

計画期間中 介護保険料は据え置きに

なお、介護保険料については、計画期間中の総給付費と保険料収入を推計した結果、支出が収入を上回る見込みとなりましたが、被保険者の負担を抑制するため、不足分については介護給付費準備基金からの充当で補い、介護保険料の月額基準額は現行から変更せずに運営していきたいと考えています。



国民健康保険税も据え置きに

また、国民健康保険税についても、医療費は増加する傾向にありますが、収支のバランス等を十分精査した結果、据え置くこととしたところです。

報告5 第3期酒々井町障害福祉計画の策定について

障害者自立支援法

障害をお持ちの方々が地域で安心して暮らすために

第3期 障害福祉計画を策定しました



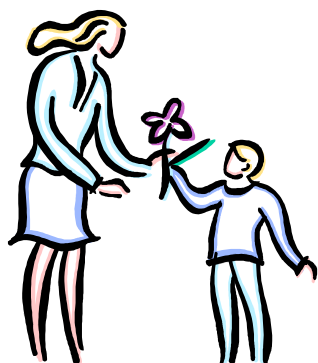
障害福祉サービス等の利用者数と利用量を計上 - 3カ年 -

第3期酒々井町障害福祉計画については、第2期計画が平成23年度で終了するため、新たに平成24年度から平成26年度の3カ年の計画を策定しました。

障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条により、「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする。」と規定されており、同法第87条の基本方針に即して策定したもので、このため第3期計画の障害福祉サービス等に関する計画数値については、第2期における各種障害福祉サービス等の利用者及び利用量の実績を踏まえ、今後3カ年の各種障害福祉サービス等の利用者数及び利用量を見込んで計上しました。

意見募集を行い計画策定

また、計画に対する住民からの意見募集については、計画の素案を2月1日から15日の間、町ホームページに掲載するとともに、各公共施設（健康福祉課窓口、中央公民館、プリミエール酒々井、酒々井コミュニティプラザ等）に配布場所を設置し、2月28日開催の「酒々井町・栄町地域自立支援協議会」において了承を得たところです。



今後も国の障害福祉制度に注視しながら、利用者のニーズ、家族支援も含めたきめ細やかな対応ができるように、関係機関との連携を図り、障害をお持ちの方々が地域で安心して暮らすことができるよう障害福祉サービス等の向上に努めていきたいと考えています。



報告6 町内の放射線量状況及び対応について

放射線量



放射線量

農産物

学校給食

対応状況報告

町内124箇所の一斉測定などを実施

詳細調査の結果 継続的に基準値を超える値は計測されませんでした

東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射線量の状況につきましては、昨年の12月議会で報告しましたが、その後の対応状況を報告します。

昨年の12月20日から22日の3日間にわたり各課から選任した職員21名及び学校教育課職員で、これまで実施してきた定点測定とは別に、町内の公共的施設103箇所及び通学路21箇所、全体で124箇所の測定を行いました。



一部基準値超により詳細調査を実施

測定結果は、1月に町ホームページで公表するとともに広報2月号でお知らせしたところですが、124箇所中23箇所の一部において酒々井町高放射線量低減対策対応方針の基準値である毎時0.23マイクロシーベルトを上回る数値を計測し、最大0.35マイクロシーベルトが1箇所、また、通学路の1箇所、最大0.25マイクロシーベルトが計測されたことから、同対応方針に基づき年明けの1月10日、11日の両日で詳細調査を実施しました。

- 詳細調査では基準値内 - 継続的に計測等を行います

詳細調査による再測定の結果、一斉調査で基準値を超える数値を計測した23地点全てにおいて、酒々井町高放射線量低減対策対応方針の基準値である毎時0.23マイクロシーベルトを超える数値が計測されなかったことから、一斉調査時の数値は一時的なもので継続性はないものと考えていますが、引き続き継続的に計測してまいります。

また、一斉調査の測定から再測定までの間に数値が低減された具体的要因の特定は難しいところですが、自然的要因のほか、一部の公園（中之尾余南・北公園）については年間管理業務の実施中であったことから、樹木の剪定や除草が放射線量を低減させた一因ではないかと思われます。

この町内一斉測定及び再測定の結果、調査地点全てにおいて、毎時0.23マイクロシーベルトを下回る数値であることが判明しましたが、町民の皆様のため安全安心を図るため、各施設の砂場や落ち葉などが堆積しやすい箇所を中心に管理を徹底してまいります。

測定器の貸出しは57件



次に、昨年12月5日から実施しました放射線量測定器の貸し出し状況をご報告します。

測定器の貸し出しは回覧、広報等で周知し、祝日等を除く月曜日から金曜日

の午前、午後それぞれ3時間単位で貸し出しを実施しています。

申請状況は12月が24件、1月が24件、2月が9件の計57件となっています。

農地 - 土壌の測定結果は基準値未満 -

次に、千葉県では、農林水産省と連携して、県内農地103地点（普通畑46地点・水田45地点・草地11地点・樹園地1地点）の土壌の放射性物質の測定調査を平成23年12月8日から12月21日までの期間で実施しました。

測定結果は、放射性セシウム134・137の合計値で17ベクレルから784ベクレルとの速報値でした。

なお、当町においては、水田の土壌調査を実施した結果、放射性セシウム134が102ベクレル・137が145ベクレルで、合計値は247ベクレルとの結果でした。

政府の原子力災害対策本部では、放射性物質が土壌から玄米に移行する指標値を0.1としていますので、本年4月1日から新たな基準で適用される予定の一般食品に含まれる放射性物質1キログラム当たり、100ベクレルの基準より下回っています。



農産物からも不検出 - 放射性物質 -

また、当町の農産物については、12月から2月末までに「大豆」、「ダイコン」、「ハクサイ」、「ゴボウ」、の4品目（定量下限値20ベクレル/キログラム）と「ターサイ」（定量下限値5ベクレル/キログラム）の検査を実施したところ、5品目の農産物の検査結果は放射性ヨウ素、放射性セシウムは共に検出されませんでした。

今後も県と連携して安全、安心な農産物を消費者に提供するため引き続き検査を実施する予定です。

給食の測定装置は購入契約済み - 5月納品予定 -

次に、学校給食の食材の安全を確保するための食品放射能測定装置については、平成23年12月21日付けで購入契約を締結しましたが、測定装置は、受注生産のため製造に期間を要し、5月ごろ納品となる予定です。



除染に関する要望書を国へ提出

なお、印旛郡市7市2町の連名で「除染に関する緊急実施基本方針等に関する要望書」を提出することを決定し、喫緊の課題である保管施設及び処分場の確保等の要望書を平成23年11月24日に千葉県知事へ提出したことを12月議会で報告しましたが、その後、同年12月27日に環境大臣並びに民主党幹事長に同様の要望書を提出しました。